

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日に当たるとき)

鳥取県条例第二十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十四条の三第一項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第九十四条の四第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

第一百一条第三項中「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「三千五百円」に、「チケツト」を「チケット」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

附則第三十項中「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に改める。

附則第三十二項中「第三十三条第四項」の下に「、第三十六条の二第三項」を加え、同項第一号中「超え八千万円以下である」を「超える」に改め、同項第三号を削る。

附則第三十五項中「附則第三十二項の場合において、同項」を「昭和五十八年度から昭和六十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に附則第三十二項」に、「同じ。」のうちに「を同じ。」をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が「に、『があるとき』を「に該当するとき」に改め、同項第一号口(2)を次のように改める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平林鴻三

(2) 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・五に相当する金額

附則第三十五項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の附則第三十二項の譲渡

所得の基因となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下本号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合 同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に定める金額

□ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲

渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

- (1) 八十万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千
万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額を加算した金
額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、附則第三十二項及び本項の

規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の
額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外の課税
長期譲渡所得金額に係る県民税の所得割の額として法附則第三十
四条の二第一項第二号ロ(2)の政令で定めるところにより計算した
金額

下である」とあるのは「超える」と、同号イ」を「同項第一号イ」に改め
る。

附則第四十項第二号中「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産」を
「、その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第二項に規定する
所有期間が十年以下である資産（その年中に取得したものと含む。）」に
改める。

附則第四十二項中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四
第三項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。ただし、附則第三
十項、第三十二項、第三十五項、第三十六項、第三十八項、第四十項及
び第四十二項の改正規定並びに次項の規定は、昭和五十八年四月一日か
ら施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）附則第三十項、第
三十二項、第三十五項、第三十六項、第三十八項、第四十項及び第四十
二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の県民税について適
用し、昭和五十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例
による。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

3 新条例第九十四条の三第一項、第九十四条の四第一項及び第一百一条第
三項の規定は、昭和五十八年一月一日以後における飲食及び宿泊並びに

た場合において、当該譲渡の全部又は一部が「に、「該当するものがある」

を「該当する」に改める。

附則第三十八項中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和
五十八年度から昭和六十年度まで」に、「同項第二号中「超え八千万円以

その他の利用行為（新条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいふ。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

三十五年	湖山町第三	鳥取市湖
三十五年	湖山町第三	鳥取市湖山町北三

山町北三丁目

四 を

三十五年

湖山町第三

鳥取市湖山町北三

丁目 二 に、

四十一年

誠道第三

境港市誠道町

年 四十三年	誠道第七	境港市誠道町	六	に、
年 四十三年	誠道第五	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を
年 四十三年	誠道第五	境港市誠道町	六	に、
年 四十三年	誠道第五	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を
年 四十三年	誠道第七	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を

に改める。

年 四十三年	誠道第七	境港市誠道町	六	に、
年 四十三年	誠道第五	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を
年 四十三年	誠道第五	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を
年 四十三年	誠道第五	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を
年 四十三年	誠道第七	境港市誠道町	八	四十一年 誠道第三 境港市誠道町 一〇 を

昭和57年10月5日 火曜日

鳥 取 県 公 報

一八	三十七年	八幡第一	倉吉市八幡町	九
に、	四十二年	誠道第四	境港市誠道町	一八
四十二年	誠道第四	境港市誠道町	一八	を
年	浜坂第三	鳥取市浜坂	一五	に、
坂第三	鳥取市浜坂	一二	四十二年	浜
鳥取市浜坂	一一	四十三年	浜坂第五	一五
鳥取市浜坂	八	四十三年	浜坂第五	に、
六	六	四十三年	浜坂第六	四十二
六	六	四十三年	浜坂第六	一八
を	四十三年	浜坂第六	浜	を
に改める。	四十三年	浜坂第六	浜	に、

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

地域改善策大策対善奨学金
社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子弟で、大学に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに對して貸し付ける資金
一 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときその他やむを得ない理由により貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき。
二 借受者の属する世帯が生活困難のため、貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。
又は一部債務の全部

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
本則の表の高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の項の次に次のように加える。

鳥取県条例第三十号

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 鴻

三

鳥取県条例第三十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五千四百円」を「五千七百円」に、「九千三百円」を「九千八百円」に改め、同条第三項中「三百六十七円」を「四百円」に、「二百五十円」を「二百六十七円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三

条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。